

令和7年度芦北町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資する。

2 基本的な考え方

本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

- （1）全庁的に取り組むものとする。
- （2）物品等の調達に当たっては、町内の障害者就労施設等を優先し、県内の障害者就労施設等からの調達にも努めるものとする。

3 調達の方法

各課（局・室）が調達を円滑に進めることができるよう、健康福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課（局・室）に提供する。

各課（局・室）は、その情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

4 調達の目標

令和7年度の調達の目標は、前年度の調達実績額以上となるよう努める。

5 調達実績の取りまとめ及び公表

本調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、年度終了後に取りまとめ公表する。